

受信機器購入等対策事業費補助事業  
助成金交付要綱

令和6年4月

一般社団法人日本CATV技術協会

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (通則)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (交付の対象)
- 第4条 (助成金交付基準)
- 第5条 (助成金の額)
- 第6条 (業務の委託等)

### 第2章 支援対象世帯に対する支援の決定

- 第7条 (支援の申込み)
- 第8条 (支援対象世帯であることの確認等)
- 第9条 (申込みの取下げ)

### 第3章 チューナーの給付

- 第10条 (交付の申請)
- 第11条 (交付決定の通知)
- 第12条 (申請の取下げ)
- 第13条 (チューナーの配送等)
- 第14条 (実績報告)
- 第15条 (助成金の額の確定)
- 第16条 (助成金の支払い)
- 第17条 (交付の決定の取消し等)
- 第18条 (財産の管理等)
- 第19条 (処分等の制限)

### 第4章 受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修等

- 第20条 (交付の申請)
- 第21条 (交付決定の通知)
- 第22条 (申請の取下げ)
- 第23条 (支援の対策となる改修)
- 第24条 (実績報告)
- 第25条 (助成金の額の確定等)
- 第26条 (助成金の支払い)
- 第27条 (交付決定の取消し等)
- 第28条 (財産の管理等)

### 第5章 関係者への周知及び広報

第29条 (関係者への周知及び広報)

## 第6章 雑則

第30条 (再度の支援の不実施)

第31条 (様式の補正)

第32条 (申込書等の提出)

第33条 (その他必要な事項)

## 附則

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 受信機器購入等対策事業費補助事業（以下「受信機器購入等の支援」という。）の実施方法については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本要綱は、一般社団法人日本CATV技術協会（以下「当協会」という。）が国から受信機器購入等の支援に係る補助金の交付を受けて、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「旧原子力災害対策特別措置法」という。）に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けた世帯が、避難勧告等があった区域に帰還し、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備を整備することを支援するものである。

### (交付の対象)

第3条 当協会は、前条の避難勧告等があった区域に帰還する世帯の構成員であって、その住まいにおいて地上デジタルテレビ放送を受信するための設備が整備されていない世帯（以下「支援対象世帯」という。）に対して、地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の整備に要する費用のうち、別表1に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）について、予算の範囲内で支援を行う。

2 支援対象世帯は、地上アナログテレビ放送の受信設備を設置しており、放送法（昭和25年法律第132号）第64条（受信契約及び受信料）第1項の規定による放送の受信についての日本放送協会（以下「NHK」という。）との契約（以下「放送受信契約」という。）を締結している。あるいは、締結しようとしている世帯で、次に掲げる世帯でなければならない。

一 東京電力福島第一原子力発電所事故（平成23年3月11日発生）により旧原子力災害対策特別措置法に基づき、居住していた地域が、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域又は特定避難勧奨地点（以下「規制区域」という。）の設定を受け、当該避難指示等があった区域に帰還する世帯（申込時点において既に自宅に帰還した世帯を含む。）

### (助成金交付基準)

第4条 当協会は、受信機器購入等対策事業で実施する工事又は支援の内容が、次の各号に掲げる事項に照らして妥当であるものに対して支援を行う。

- (1) 有効性：受信機器購入等対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の受信が可能となるものであること。
- (2) 公平性：地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限の工事又は支援であること。

(助成金の額)

第5条 交付する助成金の額は、支援対象経費の額の10分の10以内の額とする。

(業務の委託等)

第6条 当協会は、受信機器購入等の支援に係る業務について、その一部を他の者に委託することができる。

2 当協会は、受信機器購入等の支援に係る業務の一部を他の者に実施させる場合には、個人情報の適正な取り扱いに配慮し、交付要綱第9条(契約)第3項及び当協会が定めるところによりこれを行うものとする。

3 当協会は、受信機器購入等の支援に係る工事を他の者に実施させる場合には、地域の実情等に配慮し、交付要綱第9条(契約)第5項及び当協会が定めるところによりこれを行うものとする。

## 第2章 支援対象世帯に対する支援の決定

(支援の申込み)

第7条 受信機器購入等の支援を受けようとする世帯は、様式第1号の申込書により当協会に申込まなければならない。

2 前項の申込みに際しては、東京電力福島第一原子力発電所事故発生時(平成23年3月11日)の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類の写しを添付しなければならない。ただし、未発行等の理由で申込書に添付できない場合は、第10条または第20条第1項に規定する申請書に添付しなければならない。

3 当協会は、前項の公的機関が発行した書類の必要部数や有効期限等を別に定めることとする。

4 支援の対象世帯であることの確認等の規定のうち、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されているとして、又は、当協会が別に定める支援の円滑な実施に支障をきたす行為をしたとして、支援を行わないことの通知を受けた世帯からの申込みは受け付けられないものとする。

(支援対象世帯であることの確認等)

第8条 当協会は、前条に基づく支援の申込みを受け付けたときは、その内容を確認の上、申込みを行った世帯(以下「申込世帯」という。)が、交付対象の世帯であること、及び支援を行う場所(以下「支援場所」という。)が規制区域の設定を受けた地域であることの確認を行うものとする。

2 前項の支援の申込みの受付期限は当協会が別に定める日までとする。

3 当協会は、支援の申込書が到着した日付順に支援の申込みを受け付けるものとする。

4 当協会は、第1項の確認の結果等を踏まえ、当協会が別に定める日までに支援が可能か否かの審査を行い、支援が可能と判断した申込みに対して支援を決定し、申込世帯に通知するものとする(以下、支援の決定を通知した世帯を「支援決定世帯」という。)

5 当協会は、前項の支援の決定に必要なときは、調査等を行うこととする。また、適正な支援を行うために必要があるときは、申込みに係る事項について修正を加えるほか、支援目的を達成するためには必要な条件を付することができるものとする。

6 当協会は、第4項の支援決定世帯の申込みに対して、申込世帯が放送受信契約を締結している世帯であることの確認をNHKに対して行うものとする。

- 7 申込世帯が交付対象の世帯であること、及び支援場所が規制区域の設定を受けた地域であることが確認できないとき、第4項の審査の結果、支援が可能でないと判断したとき、既に地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備が整備されていることが判明したとき又は当協会が別に定める事由により支援の実施に支障をきたす場合には、支援を行わないことを決定し、様式第2-1号の通知書により通知するものとする。
- 8 第4項の支援の決定をした後に、支援場所において、当協会が別に定める日までに地上デジタルテレビ放送を受信できる設備が整備されないことが判明した場合には、支援を行わないことを決定し様式第2-2号の通知書により通知するものとする。
- 9 支援の決定は、当協会が別に定める日までの支援の実施可能件数に到達するか又は当協会が別に定める日までの支援が事実上困難と判断した日をもって終了するものとする。
- 10 当協会は、前項に規定する終了日までに支援の決定が行われなかった申込世帯に対しては、支援を行えないことを様式第2-3号の通知書により通知するものとする。
- 11 申込世帯が以前に、地上デジタル放送を視聴するための受信設備の整備に関わる国の経費支援を受けていた場合は、支援を行わないことがある。
- 12 支援決定世帯のうち、交付要綱に定める新たな難視対策事業費補助事業の対象となる世帯（以下「新たな難視対策世帯」という。）である場合は、当協会は当該事業の実績を確認した後に、受信機器購入等の支援に係る助成金の申請を受け付けるものとする。

（申込みの取下げ）

- 第9条 申込世帯は、支援の申込みを取り下げようとするときは、様式第3号の届出書により当協会に申し出なければならない。
- 2 前条第4項の規定により、支援決定世帯から前項の規定による申込みの取下げがあったときは、申込みに係る支援の決定はなかったものとみなすものとする。

### 第3章 チューナーの給付

（交付の申請）

- 第10条 支援決定世帯は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、当協会が指定する地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」という。）の給付に係る支援を受けようとするときには、様式第4号の申請書により当協会に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当協会が認めるときには、第7条第1項の申込みをもって、交付の申請があったものとみなすことができるものとする。なお、この場合において、様式第1号の申込書は様式第4号の申請書を兼ねるものとする。

（交付決定の通知）

- 第11条 当協会は、前条の規定による交付申請書の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適当であると認めるときには、交付の決定（チューナーの給付）を行い、様式第5号の通知書により交付を決定した世帯に通知するものとする。
- 2 当協会は、前項の交付の決定をする場合において、適正な支援を行うために必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えることができるものとする。
  - 3 当協会は、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

4 当協会は、前条の規定により申請された内容が不相当であると認めるときには、申請した世帯に様式第6号の通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた世帯(以下「チューナー給付世帯」という。)は、交付決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときには、速やかに様式第7号の届出書を当協会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなすものとする。

(チューナーの配送等)

第13条 当協会は、第11条第1項の交付決定において、チューナーの給付に係る交付の決定を行った場合には、第7条第1項で申込世帯が希望した場所にチューナーを配送することとする。

2 前項の支援は、一の世帯で複数の受信設備を設置している場合には、一の受信設備に限り、最大一台の支援とする。

3 第1項におけるチューナーの保証期間は、チューナーの配送が完了した日から1年とする。

(実績報告)

第14条 当協会は、前条第1項のチューナーの配送完了の確認を以て、チューナーの給付に係る支援を完了とし、配送した世帯から実績報告があったものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 (削除)

(助成金の支払い)

第16条 (削除)

(交付決定の取消し等)

第17条 当協会は、チューナー給付世帯が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法施行令、交付要綱、本要綱若しくはこれらに基づく規定に違反したときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 チューナー給付世帯は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既にチューナーが給付されているときは、当協会が定める期限までに返還しなければならない。

3 前項において、チューナーを返還することができない場合には、別表2に定める残存価額を当協会に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 チューナー給付世帯は、支援により取得した財産等を善良な管理者の注意をもって管理し、支援の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 当協会は、チューナー給付世帯が支援によって取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。

(処分等の制限)

第19条 チューナー給付世帯は、給付されたチューナーを支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄しようとするときには、あらかじめ様式第8号の申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める残存価額がない場合は、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

3 次の各号に掲げる場合においては、第1項の支援の目的に反した処分に当たらないものとする。

(1) チューナー給付世帯がチューナーを当協会に返還する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当協会が支援の目的に反しないものと認める場合

4 前項第一号において、送料が発生する場合は、原則として返還する者が負担するものとする。

#### 第4章 受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修等

(交付の申請)

第20条 次項に規定する場合を除いて支援決定世帯は、地上デジタルテレビ放送を受信するために、受信アンテナの改修(設置を含む。以下同じ。)に係る経費、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修(新設を含む。また、インターネット回線等を利用して地上デジタルテレビ放送を視聴できるサービスへ加入する場合を含む。以下同じ。)に係る負担金について支援を受けようとするときは、様式第9-1号、様式第11-1号、様式第13-1号のいずれか、及び経費の見積書(工事内訳と積算内容が判るもの。)等の工事関係書類を添付して、当協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により見積書を提出できないときはこの限りではない。

2 支援決定世帯のうち、新たな難視対策世帯が受信機購入等支援を受けようとする場合は、受信アンテナの改修又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修(以下「改修工事等」という。)が完了した後に、様式9-2号、様式11-2号、様式13-2号のいずれかの申請書により交付の申請を行うものとする。申請額は、改修工事等に係る経費又は負担金に対して国若しくは地方公共団体又は日本放送協会からの補助若しくは助成(以下「他機関からの助成等」という。)される金額(金額が確定していないときは見込額とする。)を控除した金額とする。

(交付決定の通知)

第21条 当協会は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、申請の内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、申請の内容が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、様式第15号の通知書により申請した世帯に通知するものとする。やむを得ない事由により見積書(積算内訳)の提出がないときは、当協会が必要最低限であると認める改修についてのみ交付の決定を行うことができるものとする。

2 当協会は、前項の交付の決定をする場合において、適正な補助を行うために必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えることができる。

3 当協会は、第1項の交付の決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

4 当協会は、前条の規定により提出された申請の内容が不相当であると認めるときは、様式第17号の通知書により申請した世帯に通知するものとする。



5 当協会は、第1項の規定により、申請の内容を審査するに際して、申請した世帯がサービスを受けるケーブルテレビ会社の場合は、放送法に則った活動を行っていることを確認するものとする。

(申請の取下げ)

第22条 前条の規定により交付の決定を受けた世帯(以下「交付決定世帯」という。)は、交付の決定の通知を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに様式第7号の届出書を当協会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(支援の対象となる改修)

第23条 第21条の交付決定の対象となる受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修は、規制区域内の支援場所において、1台の受信設備における地上デジタルテレビ放送の受信のために、必要最低限のものとする。

2 前項の支援については、当協会が交付の申請を受領し、交付決定の通知をした日以降に改修等を開始したものに限ることとする。

(実績報告)

第24条 交付決定世帯は、受信アンテナの改修を実施した者、共同受信施設設置者又はケーブルテレビ会社(インターネット回線等を利用して地上デジタルテレビ放送を視聴できるサービスを提供する事業者を含む。以下同じ。)において改修工事等が完了した場合には、様式第10号、様式第12号又は様式第14号を当協会に提出しなければならない。

2 前項の報告をする場合において、提出期限について当協会の指示を受けたときは、交付決定世帯はその指示に従わなければならない。

(助成金の額の確定等)

第25条 当協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、その内容を審査し、その報告に係る改修の実施結果が第21条第1項に規定する交付決定の通知の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し様式第16-1号により申請者に通知する。

2 前項の場合において、領収書又は請求書(写しでも可とする。)や申請時に見積書(積算内訳)等の工事関係書類の提出がない場合は、当協会は助成金の支払いをしないものとする。ただし、やむを得ない事情により、見積書(積算内訳)の提出がない場合は、当協会が必要最低限の額として定める額を助成金の額として確定できるものとする。

3 第20条第2項の規定により申請した世帯の助成は、他機関からの助成等の金額が確定した後に、受信機器購入等の支援に係る助成金の額を確定し、様式第16-2号により申請者に通知する。なお、第20条第2項の規定により申請したとき申請額と、本項により通知する助成金の金額は、異なる場合がある。

(助成金の支払い)

第26条 助成金は、前条の規定により確定した助成金の額に基づき、原則として交付決定世帯又は新たな難視交付世帯(以下、これらの世帯を「交付決定世帯等」という。)に対して支払うものとする。ただし、交付決定世帯等が、受信アンテナの改修を実施した

者、共同受信施設設置者又はケーブルテレビ会社に対して支払を済ませていない場合は、受信アンテナの改修を実施した者、共同受信施設設置者若しくはケーブルテレビ会社等、交付決定世帯等が指定した者に対して支払う場合がある。

(交付決定の取消し等)

第27条 当協会は、交付決定世帯等が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は適正化法、適正化法執行令、交付要綱、本要綱若しくはこれらに基づく指示に違反したときは、交付の決定の全部又は一部と取り消すことができる。

2 交付決定世帯等、受信アンテナの改修を実施した者、又は施設設置者若しくはケーブルテレビ会社は、前項の規定により交付の決定の取り消しを受けた場合に既に助成金が支払われているときは、当協会が定める期限までに全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の管理等)

第28条 交付決定世帯等は、支援により取得した財産等について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 当協会は、交付決定世帯等が支援により取得した財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。

3 交付決定世帯等が支援により締結した契約を解約したことにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることができる。

## 第5章 関係者への周知及び広報

(関係者への周知及び広報)

第29条 当協会は、受信機器購入等の支援に関し、必要に応じて支援対象世帯及び地方公共団体、社会福祉事業を行う施設、障害者団体その他の関係機関に対し、周知及び広報を行うものとする。

## 第6章 雑則

(再度の支援の不実施)

第30条 当協会は、災害、損壊、転居その他の理由により、支援が完了した交付決定世帯等において、再度のチューナーの給付や受信アンテナ、又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設の改修が必要になった場合であっても、再度の支援は行わないものとする。ただし、交付決定世帯等の責に帰さないとして当協会が別に定める事由により特段の事情が生じたときは、当協会は支援が完了していないものとして、必要な支援を行うことができるものとする。

(様式の補正)

第31条 本要綱に定める様式は、必要に応じて適宜補正して使用することができるものとする。

(申込書等の提出)

第32条 本要綱に定める申込書及び申請書その他の書類は、当協会・総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ福島」という。）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第33条 受信機器購入等の支援に関し、その他必要な事項は、当協会が別にこれを定める。

附則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この助成金交付要綱は、今後必要に応じて修正することがあります。  
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

別表1 補助対象経費（施設・設備費）

内 容
<p>① 対象世帯が地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の設備又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>a. チューナー（テレビジョン装置は対象外）</p> <p>b. 受信アンテナを含む受信設備</p> <p>c. 有線テレビジョン放送の受信（変調方式変換の場合に限る。）におけるセットトップボックス（貸与の場合は設置相当経費）</p> <p>d. 有線放送設備を利用するための契約料</p> <p>② 地上デジタルテレビ放送の受信に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>a. 鉄塔</p> <p>b. 局舎</p> <p>c. 外構施設</p> <p>d. 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>e. 送受信アンテナ</p> <p>f. 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>g. 伝送用専用線</p> <p>h. ケーブル</p> <p>i. 中継増幅装置</p> <p>j. 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>k. 警報装置</p> <p>l. 監視装置</p> <p>m. 制御装置</p> <p>n. 測定器</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの</p> <p>④ 上記の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）のうち、受信者が負担するもの</p> <p>⑤ 附帯工事費のうち、受信者が負担するもの</p>

別表2 チューナーの残存価額（第17条、第19条関係）

最初のチューナー取得初年度	チューナー取得原価の80%
最初のチューナー取得から2年度目	チューナー取得原価の60%
最初のチューナー取得から3年度目	チューナー取得原価の40%
最初のチューナー取得から4年度目	チューナー取得原価の20%
最初のチューナー取得から5年度目以降	残存価額なし

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

デジタル受信相談・対策支援申込書  
兼 受信機器購入等対策支援申込書

地上デジタルテレビ放送を受信するための対策及び助成金の申請に際しての留意事項、個人情報の取扱、個人情報の取扱に関する同意書の条件などを承諾の上、下記のとおり支援を申し込みます。

また、右記「個人情報の取扱に関する同意書」の署名はデジタル受信相談・対策支援申込書兼受信機器購入等対策支援申込書による申込みをもって代えさせていただきます。

記

申込者氏名 (世帯主名)	フリガナ (自署の場合は押印不要) 印
現住所	〒
電話番号	
避難の状況	<input type="checkbox"/> 原発避難世帯 ( 帰還の時期 年 月 )
チューナーの給付	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし
経費の給付	<input type="checkbox"/> 希望あり <input type="checkbox"/> 希望なし
現住所と帰還先住所（支援場所）が異なる場合は、帰還先住所をご記入ください。 〒	

太枠内のみご記入ください。

<添付資料>

申し込みには、以下の書類を添付して下さい。

○東京電力福島第一原子力発電所事故発生当時の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類（本申込書に添付できない場合は助成金申請書に添付）。

【申請に際しての留意事項】

- 1 受信機器購入等対策の支援を受けるためには、日本放送協会(以下「NHK」という。)との放送受信契約が必要です。
- 2 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 3 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビを視聴できるようにする経費のみを給付しますので、申請者が負担する金額のうち一部を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。

- 4 支援は、規制区域に居住し、帰還する(帰還した)世帯のうち、地上デジタルテレビ放送の受信環境を新たに整備する世帯に対して行うものです。アンテナ等の機器の経年劣化による受信不良は支援の対象外です。
- 5 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、この申込書の受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどから補助や助成の対象となる場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。
- 6 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

【この申込書により取得した個人情報の取扱】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的  
取得した個人情報は、受信対策及び受信機器購入等の支援の可否並びに助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理  
・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。  
・本支援の委託業者及び申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き  
申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

個人情報の取扱に関する同意書

一般社団法人日本CATV技術協会 殿  
日本放送協会 殿

私は、支援の申請に際し、個人情報の取扱について、【この申込書により取得した個人情報の取扱】に規定されている事項のほか、以下の1から5の事項に同意します。

- 1 取得した個人情報は、受信対策及び受信機器購入等支援の可否並びに助成金の支払い業務に利用すること
- 2 支援に際し、私が日本放送協会(以下「NHK」という。)と放送受信契約を結んでいること、NHKの助成を受けていることを確認するために、支援の申込書の氏名、住所などの個人情報(変更があった場合は変更後の情報を含む。以下同じ。)を一般社団法人日本CATV技術協会からNHKへ提供し、放送受信契約や助成状況の確認、及び案内に必要な範囲内で、NHKが当該個人情報を利用すること
- 3 一般社団法人日本CATV技術協会からの照会に応じて、支援に必要な範囲内で、NHKが保有する私の個人情報を一般社団法人日本CATV技術協会に提供すること
- 4 支援に際し必要があるときは、支援の申請書の氏名、住所などの個人情報を第三者(行政機関や放送事業者)へ提供すること
- 5 支援の申請書の必要事項に記入しなかった場合や添付が必要な書類に不備や不足があった場合は、支援を受けられないこと

様式第 2 - 1 号 (第 8 条第 7 項関係)

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

殿

一般社団法人日本CATV技術協会 (印省略)

受信機器購入等対策支援の不支援決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった受信機器購入等対策支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり支援しないことに決定したので通知します。

記

- 1 事業の名称  
受信機器購入等対策事業費補助事業
- 2 不支援とした理由

様式第 2 - 2 号 (第 8 条第 8 項関係)

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会 (印省略)

受信機器購入等対策支援の不支援決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった受信機器購入等対策支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 8 条第 8 項の規定により、下記のとおり支援しないことに決定したので通知します。

記

- 1 事業の名称  
受信機器購入等対策事業費補助事業
- 2 不支援とした理由

様式第2-3号（第8条第10項関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

受信機器購入等対策支援の不支援決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった受信機器購入等対策支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第8条第10項の規定により、下記のとおり支援しないことになったので通知します。

記

- 1 事業の名称  
受信機器購入等対策事業費補助事業
- 2 不支援とした理由



令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申込者

郵便番号

現住所

氏名

印

（支援申込書の申込者と同じ名前 電話番号の記載がある場合は押印不要）

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援申込み取り下げ届出書

令和 年 月 日付けデジタル受信相談対策事業支援申込書兼受信機器購入等対策支援申込書で申込みましたが、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり支援申込みを取り下げます。

記

1 申込みを取り下げる理由

すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

その他

（その理由を記入してください。）

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申込者  
郵便番号  
現住所  
氏名 印  
(電話番号の記載がある場合は押印不要)  
電話番号  
帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書  
【チューナー給付用】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり助成金交付（チューナー給付）を申請します。

記

1 助成金交付申請内容

チューナー（1台）の給付

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

受信機器購入等対策支援助成金交付決定通知書【チューナー給付】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付すること（チューナーを給付すること）に決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定通知

チューナーをお住まいに配送します。

【留意事項】

お送りしましたチューナーはご自身で設置をお願いします。

なお、チューナーの設置方法が分からない。または設置しても地上デジタル放送が映らない、時々映像が乱れることがありましたら、「デジサポ福島」にご相談ください。

024-525-8220

受付時間 9時～18時（土日祝日、年末年始休業日を除く）

様式第6号（第11条第4項関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

受信機器購入等対策支援助成金不交付決定通知書

【チューナー給付用】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり交付しないこと（チューナーを給付しないこと）に決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申込者

郵便番号

現住所

氏名

印

（交付決定通知を受けた氏名と同じ氏名 電話番号の記載がある場合は押印不要）

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援助成金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた受信機器購入等対策支援については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱の規定により、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる理由

すでに地上デジタル放送を視聴できる環境にあるため

その他

（その理由を記入してください。）

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者

郵便番号

現住所

氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援処分制限財産に係る支援目的外使用等の事前承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付を受けた受信機器購入等対策支援について、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 支援目的外使用等を行う財産  
（チューナーのメーカー名・型名・シリアルナンバー）
- 2 当該財産を取得した日  
令和 年 月 日
- 3 当該財産の支援目的外使用等の内容
- 4 理由

様式第9-1号（第20条第1項関係）（良視地区の世帯申請用）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和	年	月	日
----	---	---	---

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名
(印) (電話番号の記載がある場合は押印不要)
現住所
電話番号
帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書【受信アンテナなどの工事用】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第20条第1項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な受信アンテナなどの工事に関する費用

2 助成金交付申請額
申請者が負担する予定の金額： _____ 円
3 工事完了予定年月日
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

#### 4 一緒に送付する書類

- (1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）

#### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「2助成金交付申請額（申請者が負担する予定の金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 一般社団法人日本CATV技術協会から、受信機器購入等対策支援助成金の交付決定の通知をした日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受ける場合は、この申請書（様式9-1号）を使用せずに様式9-2号で提出してください。
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類を「受信機器購入等対策支援申込書」に添付しなかった場合は、添付してください。

#### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。



様式第9-2号(第20条第2項関係)(難視等対策世帯申請用)

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

(電話番号の記載がある場合は押印不要)

現住所

電話番号

帰還先住所(支援場所)

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書【受信アンテナなどの工事用】  
兼

受信機器購入等対策支援助成金支払請求書

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第20条第2項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な受信アンテナなどの工事に関する費用

2 助成金交付申請額

申請者が負担する金額： 円

3 工事が完了した年月日

令和 年 月 日

(裏面も記入してください。)

#### 4 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

#### 5 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

#### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。
- 3 「2 助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」で記入する金額は、受信アンテナ工事等にかかった経費から上記2に係る補助金や助成金の合計金額を控除した金額としてください。金額が確定していない場合は見込額で計算してください。金額が確定した後に受信機器購入等対策支援助成金を交付しますので、交付額は申請額と異なる場合があります。
- 4 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第10号（第24条第1項関係）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

現住所

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援工事完了届兼実績報告書  
兼

受信機器購入等対策支援助成金支払請求書【受信アンテナなどの工事用】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第24条第1項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な受信アンテナなどの工事に関する費用

2 助成金交付申請額

申請者が負担する金額： 円

3 工事が完了した年月日

令和 年 月 日

（裏面も記入してください。）

#### 4 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

#### 5 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

#### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「2助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 助成金の交付決定の通知をした日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、この報告書兼請求書（様式第10号）を提出する必要はありません。
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第 11-1 号 (第 20 条第 1 項関係) (良視地区の世帯申請用)

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名
(印) (電話番号の記載がある場合は押印不要)
現住所
電話番号
帰還先住所 (支援場所)

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書 **【共同受信施設工事用】**

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な共同受信施設の工事などに関する初期費用

2 共同受信施設の情報

組合名 : \_\_\_\_\_

3 助成金交付申請額

申請者が負担予定の金額 : \_\_\_\_\_ 円

4 工事完了年月日

令和 年 月 日

5 一緒に送付する書類

- (1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）
- (2) 申請者が負担する金額を明示した書類（組合規約など）

【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3助成金交付申請額（申請者が負担予定の金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 一般社団法人日本CATV技術協会から、受信機器購入等対策支援助成金の交付決定を通知した日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受ける場合は、この申請書（様式11-1号）を使用せずに様式11-2号を提出してください。
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類を「受信機器購入等対策支援申込書」に添付しなかった場合は、添付してください。

【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第 11-2 号 (第 20 条第 2 項関係) (難視等対策世帯申請用)

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

(電話番号の記載がある場合は押印不要)

現住所

電話番号

帰還先住所 (支援場所)

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書 **【共同受信施設工事事用】**

兼

受信機器購入等対策支援助成金支払請求書

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な共同受信施設の工事などに関する初期費用

2 共同受信施設の情報

組合名 : \_\_\_\_\_

3 助成金交付申請額

申請者が負担する金額 : \_\_\_\_\_ 円

4 工事が完了した年月日

令和 年 月 日

(裏面も記入してください。)

## 5 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

## 6 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）
- (3) 申請者が負担する金額を明示した書類（組合規約など）

### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。
- 3 「2 助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」で記入する金額は、共同受信施設工事等にかかった経費から上記2に係る補助金や助成金の合計金額を控除した金額としてください。金額が確定していない場合は見込額で計算してください。金額が確定した後に受信機器購入等対策支援の助成金を交付しますので、交付額は申請額と異なる場合があります。
- 4 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会(024-525-8220)にお問い合わせください。



様式第12号（第24条第1項関係）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

現住所

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援工事完了届兼実績報告書  
兼

受信機器購入等対策支援助成金支払請求書【共同受信施設工事に用いる】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第24条第1項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要な共同受信施設の工事などに関する初期費用

2 共同受信施設の情報

組合名 : \_\_\_\_\_

3 助成金交付申請額

申請者が負担する金額 : \_\_\_\_\_ 円

4 工事が完了した年月日

令和 年 月 日

（裏面も記入してください。）

## 5 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

## 6 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）
- (3) 申請者が負担する金額を明示した書類（組合格約など）

### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 助成金の交付決定の通知をした日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、この報告書兼請求書（様式12号）を提出する必要はありません
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第13-1号（第20条第1項関係）（良視地区の世帯申請用）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

現住所

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書【ケーブルテレビ施設工事前用】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第20条第1項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なケーブルテレビ施設の工事などに関する初期費用

2 ケーブルテレビ会社名

\_\_\_\_\_

3 助成金交付申請額

申請者が負担予定の金額 : \_\_\_\_\_ 円

4 工事完了予定年月日

令和 年 月 日

（裏面も記入してください。）

## 5 一緒に送付する書類

### (1) 見積書（工事などの内訳が分かるもの）

#### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3助成金交付申請額（申請者が負担予定の金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 一般社団法人日本CATV技術協会から、受信機器購入等対策支援助成金の交付決定を通知した日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受ける場合は、この申請書（様式13-1号）を使用せずに様式13-2号を提出してください。
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 ケーブルテレビ会社は、放送法または電気通信役務利用放送法に則った活動を実施しているものに限ります。
- 7 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成23年3月11日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類を「受信機器購入等対策支援申込書」に添付しなかった場合は、添付してください。

#### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
  - 申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第13-2号（第20条第2項関係）（難視等対策世帯申請用）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

現住所

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援助成金交付申請書【ケーブルテレビ施設工事用】

兼

受信機器購入等対策支援助成金支払請求書

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第20条第2項の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なケーブルテレビ施設の工事などに関する初期費用

2 ケーブルテレビ会社名

3 助成金交付申請額

申請者が負担する金額： \_\_\_\_\_ 円

4 工事が完了した年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（裏面も記入してください。）

## 5 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

## 6 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、必ずこれらの補助や助成を先に受けてください。
- 3 「2 助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」で記入する金額は、ケーブルテレビ施設工事等にかかった経費から上記2に係る補助金や助成金の合計金額を控除した金額としてください。金額が確定していない場合は見込額で計算してください。金額が確定した後に受信機器購入等対策支援の助成金を交付しますので、交付額は申請額と異なる場合があります。
- 4 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 5 ケーブルテレビ会社は、放送法または電気通信役務利用放送法に則った活動を実施しているものに限ります。

### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。

様式第14号（第24条第1項関係）

※太枠の中を必ず記入してください。

令和 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

申請者氏名

印

（電話番号の記載がある場合は押印不要）

現住所

電話番号

帰還先住所（支援場所）

受信機器購入等対策支援工事完了届兼実績報告書  
兼  
受信機器購入等対策支援助成金支払請求書【ケーブルテレビ施設工事に用】

受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第24条の規定により、裏面の「申請に際しての留意事項」を承諾のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請の対象

地上デジタルテレビ放送を視聴するために必要なケーブルテレビ施設の工事などに関する初期費用

2 ケーブルテレビ会社名

3 助成金交付申請額

申請者が負担する金額： \_\_\_\_\_ 円

4 工事が完了した年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（裏面も記入してください。）

## 5 助成金振込先情報

振込先銀行名	(フリガナ)	支店名	(フリガナ)
口座種別	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
第三者への 支払希望	<input type="checkbox"/> 希望あり	申請者との 続柄	

【注】申請者氏名と口座名義が異なる場合は、第三者への支払希望欄の「希望あり」にレ点を記入し、申請者と口座名義の方との続柄を記入してください。

## 6 一緒に送付する書類

- (1) 工事などに関する領収書または請求書（写し）
- (2) 工事を実施した時期が分かる書類（工事完了報告書など）

### 【申請に際しての留意事項】

- 1 太枠内の必要事項が記入されていない場合、経費を給付できない場合があります。
- 2 帰還されるお住まいにある1台のテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにする経費のみを給付しますので、「3助成金交付申請額（申請者が負担する金額）」に記入された額の全額を給付しない場合があります。利用料金などの月々の料金は給付しません。
- 3 助成金の交付決定の通知をした日以降に開始し完了した工事などが対象となります。
- 4 帰還されるお住まいの地域が「新たな難視地区」にあるなどで、受信機器購入等対策支援助成金のほかに、一般社団法人日本CATV技術協会やNHKなどからの補助や助成を受けている場合は、この報告書兼請求書（様式14号）を提出する必要はありません。
- 5 不正に助成金の給付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条の規定により、五年以下の懲役または百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 6 ケーブルテレビ会社は、放送法または電気通信役務利用放送法に則った活動を実施しているものに限りです。

### 【この申請書により取得した個人情報の取扱いについて】

取得した個人情報について、一般社団法人日本CATV技術協会は、本協会が定める「お客様情報に関わるプライバシーポリシー」に従い取扱います。

- 1 個人情報の利用目的
  - ・取得した個人情報は、受信機器購入等対策支援助成金の支払い業務に利用します。
- 2 個人情報の管理
  - ・個人情報保護管理責任者を置き、適切な管理に努めます。
  - ・申請者の同意がある場合、法令で許容されている場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。
- 3 開示、訂正等の手続き
 

申請者本人が、取得した個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合は、一般社団法人日本CATV技術協会（024-525-8220）にお問い合わせください。



郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

受信機器購入等対策支援助成金交付決定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により、下記の助成金を交付することに決定したので通知します。

記

1 施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

2 助成金の交付決定額

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円（消費税 \_\_\_\_\_ 円を含む）

【減額した場合の理由】

【留意事項】

改修工事等が完了した場合は、すみやかに「受信機器購入等対策支援工事完了届兼実績報告書 兼 受信機器購入等対策支援助成金支払請求書」（様式第 10 号、12 号又は 14 号）を一般社団法人日本CATV技術協会に提出してください。

（デジサポ福島は提出書類の作成をサポートします。）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

助成金の額の確定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第25条の規定により、下記のとおり助成金の金額が確定したので通知します。

記

1 施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

2 助成金の確定額

確定額 \_\_\_\_\_ 円（消費税 \_\_\_\_\_ 円を含む）

【留意事項】

- （1）助成金は、一般社団法人日本CATV技術協会から、原則、申請者（この通知書のあて先）に支払います。ただし、申請者が他の者（工事業者やケーブルテレビ会社等）を指定した場合は、その者に支払います。
- （2）本支援により、取得した財産等を処分することにより収入があるとき、又は支援により締結した契約を解約したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本CATV技術協会に納付させることがあります。

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会(印省略)

助成金の交付及び額の確定通知書

【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第25条の規定により、下記の助成金を交付することとし、助成金の金額が確定したので通知します。

記

1 施設改修の内容

地上デジタル放送を視聴するために必要な改修工事

2 助成金の確定額

確定額 \_\_\_\_\_ 円(消費税 \_\_\_\_\_ 円を含む)

【留意事項】

- (1) 助成金は、一般社団法人日本CATV技術協会から、原則、申請者(この通知書のあて先)に支払います。ただし、申請者が他の者(工事業者やケーブルテレビ会社等)を指定した場合は、その者に支払います。
- (2) 本支援により、取得した財産等を処分することにより収入があるとき、又は支援により締結した契約を解約したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本CATV技術協会に納付させることがあります。

様式第 17 号（第 21 条第 4 項関係）

第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

一般社団法人日本CATV技術協会（印省略）

受信機器購入等対策支援助成金不交付決定通知書  
【受信アンテナ又は共同受信施設若しくはケーブルテレビ施設用】

受信機器購入等対策支援に関する助成金交付申請については、受信機器購入等対策事業費補助事業助成金交付要綱第 21 条第 4 項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由